

特定非営利活動法人こぐまくらぶ 行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年9月1日～令和11年8月31日までの5年間

2. 目標

長時間労働による職員の負担を軽減し、「ワーク・ライフ・バランス」と「多様で柔軟な働き方」を目指す。

- 【1】働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備
- 【2】育児休業、子の看護休暇等の諸制度の職員への周知
- 【3】介護離職防止のための取組

3. 対策の内容および実施時期

【1】働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- ① ノー残業デーの周知徹底と、管理者会議等で定期的実施状況の把握を行う。(令和6年9月～)
- ② 各職員の年次有給休暇取得状況を把握し、取得の少ない職員に取得を促す。また、事業所間で取得状況に著しい差異がある場合には、労働環境の見直しを図る。(令和6年9月～)

【2】育児休業、子の看護休暇等の諸制度の職員への周知

- ① 育児休業を取得予定の職員へ、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除などの両立支援諸制度の周知や情報提供を行う。(令和6年9月～)
- ② 育児休業中の職員へ、管理者より連絡や情報提供を行い、復帰しやすい環境づくりを行い、離職防止を図る。(令和6年9月～)

【3】介護離職防止のための取組

- ① アンケートを行い、今後も踏まえたケアラー等の状況を把握する(令和6年9月～)
- ② 事業所内での研修や教育を通じて介護と仕事の両立に関する理解を深める。(令和6年9月～)
- ③ 介護と仕事の両立に関する相談窓口の設置を行う。(令和6年9月～)